

## 農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

【29（32）百万円】

### 対策のポイント

「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国の品種開発を加速させるため、海外の遺伝資源の円滑な導入・利用に必要な情報の提供や相手国との意見調整等を行い、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

### <背景／課題>

- ・「強み」のある農産物の創出を目指し、我が国における品種開発を加速させるためには、変化に富んだ海外の遺伝資源を円滑に導入できる環境が不可欠です。しかし、近年、途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりから遺伝資源の持ち出しを規制する傾向があります。
- ・このため、海外の遺伝資源を円滑に導入・利用するために必要な情報の収集・提供や有望な遺伝資源保有国との意見調整を行い、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

### 政策目標

海外からの遺伝資源の取得に関する合意が4か国で行われる  
(平成28年度)

### <主な内容>

#### 1. 国内利用者への情報提供

遺伝資源保有国において現地調査を実施し、国内利用者に対して遺伝資源の取得に係る国際ルール、諸外国の法制度や遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識及び各国における遺伝資源の賦存状況について情報の収集・提供を行います。

#### 2. 遺伝資源取得のための相手国等との意見調整

国内利用者と遺伝資源保有国政府、関係機関との意見調整を推進し、遺伝資源の取得に係る合意を目指します。

委託費  
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

大臣官房政策課環境政策室（03-6744-2017）  
食料産業局知的財産課（03-6738-6444）

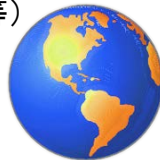
## 背景

途上国を中心とする遺伝資源保有国において、権利意識の高まりにより、自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向  
→ 我が国における遺伝資源を利用した研究活動や産業活動が停滞するおそれ

## 事業内容

## ① 我が国の利用者への情報提供

- ・ 遺伝資源の取得に係る国際ルール  
(生物多様性条約、ITPGR、名古屋議定書(平成26年10月発効)等)
- ・ 遺伝資源の提供に関する諸外国の法制度
- ・ 遺伝資源保有国における遺伝資源の賦存状況
- ・ 遺伝資源へのアクセス手続に係る専門知識



## ② 遺伝資源の取得の合意等に係る二国間調整

我が国の利用者と相手国政府、遺伝資源保有機関との意見調整を行い、遺伝資源の取得の合意を目指す



## 効果

- 情報の不足により遺伝資源の導入を躊躇する我が国の利用者の不安を解消させる
- 国家間の関係構築、遺伝資源の探索等の効率化により、遺伝資源の円滑な導入を加速させる
- 遺伝資源の取引方法等の合意により、我が国の利用者による当該国の遺伝資源へのアクセスが可能に
- 他の遺伝資源保有国に応用可能な優良取引事例の創出、育種主体の交渉ノウハウの取得

我が国の遺伝資源利用者による海外遺伝資源の円滑な導入と適切な利用を促進し、  
画期的な農作物等の新品種等の開発を促進